

いじめ防止基本方針

北海道足寄高等学校
いじめ防止等対策委員会

北海道足寄高等学校（以下、当校とする）は、「いじめ防止対策推進法」及び「北海道いじめ防止基本方針（令和5年7月改定）」に基づき、いじめ防止等のために実施すべき施策を以下に定める。

1 いじめの定義

「いじめ」とは「当校生徒に対して、当校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

2 「いじめの防止等のための対策」の基本理念

当校は、すべての生徒および教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識をもち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念を定める。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくります。
- (2) いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通します。
- (3) いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行います。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努めます。

3 いじめ防止等対策委員会

当校は、いじめ防止等対策のための組織として、校内に専門の委員会「いじめ防止等対策委員会」を組織する。

(1) 委員会の構成員

委員長：校長

委員：教頭、○生徒指導部長、各学年主任、養護教諭

(+該当のHR担任、部活動顧問)

※必要に応じて、外部委員として足寄町役場福祉課職員、スクールカウンセラー等の関係機関の専門家に参集を依頼する場合がある。

(2) 委員会の役割

- ①いじめに関する事象の相談窓口・情報収集（各教職員→委員）
- ②いじめに関する事象の情報共有（委員会→全教職員〔職員会議等〕）
- ③いじめ防止、実態把握、解決に向けての対策等の計画
- ④いじめの「内容」「要因」の情報収集と「認知」及び「解消」の判断
- ⑤いじめ防止等の対策に関わる資料提供〔情報モラルの指導も含む〕
- ⑥いじめ防止等の対策に関わる講演会、研修会の企画・運営
- ⑦外部関係機関等との連携

(3) 委員会の開催の時期

- ①（4月）いじめ防止等対策委員会の年間計画、年度初め研修の確認
- ②（5月）6月アンケート前、実施方法等の確認、学年の生徒の様子確認
- ③（6月）6月アンケート後、いじめ事案の有無、態様、情報収集について検討
- ④（10月）11月アンケート前、実施方法等の確認、学年の生徒の様子確認
- ⑤（11月）11月アンケート後、いじめ事案の有無、態様、情報収集について検討
- ⑥（1月）第2回アンケート後の関係生徒の様子確認

※上記以外にも必要に応じて委員会を開催する

4 いじめの未然防止

いじめ問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的な取り組みが求められる。本校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育成することに努める。

(1) 規範意識を高める集団づくり

道徳教育・人権教育・情報モラル教育の充実

(2) 学習指導の充実

コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

- (3) 特別活動の充実
HR活動等の望ましい人間関係づくり、ボランティア活動の充実
- (4) 教育相談体制の充実
全校教育相談の定期的実施、担任による個人面談の実施、スクールカウンセラーの活用
- (5) 教職員研修等の充実
いじめ防止プログラム、人間関係づくりプログラム、生命尊重教育に関わる研修等
- (6) 保護者・地域・関係機関等との連携や情報交換
いじめ防止基本方針等の周知、公開授業の実施
足寄町子どもセンター等関係機関との連携と情報交換

5 いじめの早期発見・早期対応

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応するよう努める。

- (1) いじめの発見
いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。
- (2) いじめられている生徒・いじている生徒のサインを見逃さない。
- (3) 教室・家庭でのサインを見逃さない。
- (4) 教育相談体制の整備
全校教育相談の定期的実施、担任による個人面談の実施、スクールカウンセラーの活用
- (5) いじめアンケート調査等の定期的実施
- (6) いじめのサイン生徒用・教師用チェックシートの活用
- (7) 情報の共有
報告・連絡・相談の徹底／職員会議等での情報共有／要配慮生徒の実態把握／進級時の担任間の引継ぎ等

6 いじめの早期解消

いじめ問題が生じた時には、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

- (1) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学年単独やHR担任等が個人で対応せず、委員会及び分掌等学校全体で組織的に対応する。
- (3) 事実に基づいた、生徒や保護者への説明責任を果たす。
- (4) いじている生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (6) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (7) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (8) 必要に応じて、行政機関の協力を求める等、日常的に情報共有を行う。

— ※いじめが「解消している」状態とは —

- ①いじめに係る行為が止んでいること
被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること。
 - ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。
(生徒本人及び保護者に対し、面談等により確認する。)
- ※上記要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、被害生徒と加害生徒の関係修復状況など他の事情も勘案して判断する。(人権・尊厳を傷つける行為を受けているにもかかわらず、被害生徒が心理的又は肉体的苦痛を感じていない場合や気にしていない場合なども、積極的にいじめ事案として認知し、対応する)

7 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・いじめによる身体的な傷害や身体に重大な障害を負った場合
 - ・高額の金品を要求されたり、奪い取られた場合

②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、北海道教育委員会に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

適宜、保護者説明会を実施する。

8 いじめの未然防止、早期発見・早期対応・早期解消、重大事態への対応のための取り組み

(1) 「いじめ防止対策推進法」「学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応フロー」による、いじめの定義、一連の対応等に係る校内研修（4月）

(2) いじめ防止アンケート（1回目・2回目）実施前に、「関連法規・学校いじめ防止基本方針・いじめ対応フロー等」に基づいて、対応法の確認研修を行う。（6月・11月）

(3) 定期的アンケート以外にも教育相談期間を設けるなど、いじめの早期発見に努める。

9 いじめ防止基本方針等の見直し・検討等

本基本方針及びいじめ事案対応フロー等については、保護者等に周知するとともに、生徒及び保護者並びに関係者の意見・要望等を受け、定期的に点検・見直しを行う。

令和5年7月1日 改定
令和6年4月6日 点検
令和6年6月6日 一部改訂
令和6年8月21日 一部改訂